

とちぎ広域消防事務組合契約規則

〔平成28年3月18日〕
規則第18号

(趣旨)

第1条 とちぎ広域消防事務組合の売買、貸借、請負その他の契約の締結、履行等については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）その他別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この規則において、所管の長とは、組合長、副組合長、参事、事務局長、消防局長又はとちぎ広域消防事務組合財務規則（平成28年規則第17号）第2条第6号に規定する次課長等で当該事務について専決権を有する者をいう。

(仮契約書の作成)

第3条 所管の長は、議会の議決に付すべき契約を締結しようとするときは、議会の議決を得たときに当該契約が成立する旨を一般競争入札若しくは指名競争入札による落札者又は随意契約の相手方に告げ、かつ、その旨を記載した仮契約書を作成するものとする。

2 組合長は、前項の規定による契約に関する事件については、次の議会にこれを提案しなければならない。

(一般競争入札等に関する準用)

第4条 一般競争入札、指名競争入札、随意契約、契約の締結、契約の履行、共同請負等の準用については、帯広市契約規則（昭和39年帯広市規則第22号）第2章から第8章までの規定を準用する。この場合において、「帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29号）」とあるのは「とちぎ広域消防事務組合運営に関する条例（平成27年条例第1号）第8条第2項により準用する帯広市暴力団排除条例（平成25年帯広市条例第29号）」と、「市長」とあるのは「組合長」と、「市を」とあるのは「組合を」と、「市に」とあるのは「組合に」と、「市の」とあるのは「組合の」と、「市が」とあるのは「組合が」と、「契約金額1,000万円（市有林の造林事業に係るものにあつては、300万円）以上の工事等にあつては、既成部分の工事金額500万円（市有林の造林事業に係るものにあつては、100万円）」とあるのは「契約金額1,000万円以上の工事等にあつては、既成部分の工事金額500万円」と、「市及び」とあるのは「組合及び」と読み替えるものとする。

附 則（平成28年3月18日）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、帯広市契約規則（昭和39年帯広市規則第22号）、北十勝消防事務組合の運営に関する条例（昭和45年北十勝消防事務組合条例第2号）第8条により準用する音更町財務規則（平成9年音更町規則第4号）、西十勝消防組合財務規則（平成14年西十勝消防組合規則第2号）、南十勝消防事務組合財務規則（平成4年南十勝消防事務組合規則第1号）、東十勝消防事務組合財務

規則（昭和50年東十勝消防事務組合規則第7号）及び池北三町行政事務組合財務規則（昭和62年池北三町行政事務組合規則13号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、施行日においてそれぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。